



手続き・申請

企業立地促進優遇制度のご案内

伊奈庁舎みらいまちづくり課 ☎58・2111 (内線1202)

【固定資産税及び都市計画税の特別措置】

市内に事務所・事業所等を新・増設した場合、新・増設部分の固定資産税および都市計画税が3年間免除の対象となります。

※新・増設した日の前日の従業員数よりも各年の1月1日の従業員数が下回ったときは対象外となります。

▼対象事業所①②③のいずれかに該当する事業所。ただし風俗営業などは対象外。

①市内に事務所・事業所を新・増設した場合(従業員数を10人以上増加させるもの)

②市内に貸し施設を新・増設した場合(事務所などの従業員数を20人以上増加させるもの)

③地方公共団体などが造成した工業団地内におけるもの、そのほか規則で定めるもの

▼特別措置の対象条件②前に挙げた①③に該当し、かつ土地取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があったものに限りです。

▼免除対象②新・増設により取得および所有する家屋、土地(家屋の敷地部分に限る)、償却資産に対する固定資産税・

都市計画税を3年間免除

▼申請期限②1月31日(水)

【雇用促進奨励金】

「固定資産税及び都市計画税の特別措置」の適用を受けた事務所・事業所については、事業開始の日から新規雇用者(市内に住所を有する方)を1年以上雇用した場合、雇用促進奨励金の対象となります。

▼対象事業所②「固定資産税及



手続き・申請

「介護福祉課」税金の申告についてお知らせします

伊奈庁舎介護福祉課 ☎58・2111 (内線4303)

介護福祉課では、平成29年分の確定申告に使用できる3種類の証明書(下図表)が発行できます。申請は随時受付します。

ただし、申告をする方の所得の状況、要介護認定の状況などにより、すべての方が対象となるわけではありませんのでご了承ください。

※平成29年に転入した方、または特別養護老人ホームなどの施設(住所地特例施設)に入所している方は手続きが異なる場合がありますのでお問い合わせください。

び都市計画税の特別措置」の適用を受けた事務所・事業所など

※風俗営業などは対象外

▼奨励金の額②新規雇用者1人につき15万円。1新設または1増設につき1回の申請とし、300万円を限度とする。

▼申請時期②新設・増設に伴う事業開始の日から起算して1年を経過した日以後30日以内

※申請方法など詳しい内容については、みらいまちづくり課までお問い合わせください。

【手続きの流れ】

▼申請方法②介護福祉課窓口で、申請用紙に必要事項を記入し申請してください。

▼結果②申請内容をもとに、それぞれ必要な事項を確認し、結果を後日郵送します。

なお、介護保険料納付済証明書は窓口で即時交付します。

【問い合わせ】

▼申請・証明書について②介護福祉課

▼税控除・税申告について②税務課

■ 介護福祉課で発行できる3種の証明書

証明書名	対象となる税控除	対象者	注意事項	確認する内容	持参品・手数料
障害者控除対象者認定書 ※身体障害者手帳をお持ちの方はこの認定書は不要です	・障害者控除 ・特別障害者控除	精神の状況 (1)常時介護を要する重度の障がいの状態 (2)外出時のみ介護を要する障がいの状態 身体の状況 (1)6カ月以上臥床し、日常生活に支障のある寝たきり状態 (2)寝たきりの毎日で、寝込みがちの状態 (3)歩行、起居動作が不自由で、外出困難な状態 (4)外出可能であるが、介護を要する状態	・左に該当するかどうか不明な場合は、介護福祉課にお問い合わせください。	障がいの程度について介護認定記録などを確認します	・印鑑(認印も可) ・発行手数料：無料
おむつ代に係る医療費控除確認書	医療費控除	おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護認定を受けている方	・申告期間中に使用する方は、前もって申請してください。	介護認定に係る主治医意見書の記載内容を確認します	
介護保険料納付済証明書	社会保険料控除	65歳以上の方で介護保険料を普通徴収(納付書)で納めている方 ※特別徴収(年金天引)の方は年金機構からの源泉徴収票を申告時に提出してください。		対象年の1月から12月までの介護保険料の納付記録を確認します	・身分証明書(保険証など) ・発行手数料：無料